

上尾市民間建物アスベスト対策事業の概要

補助対象事業

対象建築物のアスベスト含有調査

建築物の壁・柱・天井等に吹き付けられた建築材料の

アスベストの含有の有無についての定性分析

アスベストの含有量についての定量分析

※アスベストとは 天然の鉱物繊維のアクチノライト・アモサイト・アンソフィライト・クリソタイル・クロシドライト・トレモライトの 6 種類に分類されるアスベストを対象としています

補助対象建築物

上尾市内にある民間の建築物が対象となります。国・地方公共団体又はこれらに準じる者が所有する建築物は除きます。

補助対象者

以下のいずれかの要件を満たす方

- (1) 補助対象建築物の所有者又は建築物の区分所有等に関する法律第 3 条に規定する区分所有者の団体・管理者のいずれかであること。
- (2) 国、地方公共団体その他公共団体又は独立行政法人若しくは本市以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人その他本市以外の地方公共団体の設立、出資等に係る法人以外の者であること。
- (3) 資本金の額又は出資の総額が 3 億円を超える会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人を超える会社及び個人以外の者であること。
- (4) 市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- (5) 当該補助対象建築物について、国、地方公共団体その他の公共団体から、この要綱の規定に基づく補助金と同様の補助金の交付を受けていないこと。

アスベストの含有率等の分析をする機関

作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）第 2 条第 7 号に規定する作業環境測定機関のうち J I S A 1 4 8 1 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」の附属書の仕様に適合する装置及び機器を備えていること。

調査方法

J I S A 1 4 8 1 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による

調査実施期間

補助金交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内

補助額

一棟当たりの補助額：補助対象経費以内の額で上限25万円まで（1,000円未満は切り捨て）

※補助対象経費とは分析調査事業に要する経費で事業を行う請負業者に支払う経費

同一敷地内に複数の建物がある場合は補助対象建物ごとに補助額を算定します。

補助金の交付回数制限

同一の補助対象建築物につき1回限り

補助金の交付を受けるには事業の開始前（契約前）に事前の申請と交付決定が必要です。

契約後の補助金の申請は受け付けられません。

補助金は予算の範囲内に限ります。年度の途中で締め切ることがあります。

その他補助事業に関する要綱等の内容に適合する必要があります。